

避難所等における新型コロナウイルス等感染症対応方針

令和 2 年 7 月

荒 川 区

目次

本方針の目的.....	1
1 基本方針.....	2
2 大規模地震発生時における対応方針.....	3
(1) 在宅避難、親戚・知人宅等への避難の呼び掛け.....	3
(2) 避難スペースの確保と周知.....	4
(3) 避難所における感染拡大防止対策.....	5
(4) 広域的な避難の実施.....	7
3 大規模水害発生時における対応方針.....	8
(1) 在宅避難、親戚・知人宅等への避難の呼び掛け.....	9
(2) 避難場所開設時の呼び掛け.....	9
(3) 避難スペースの確保と周知.....	9
(4) 区が避難情報を発令した場合の呼び掛け.....	10
(5) 避難場所における感染拡大防止対策.....	10
4 区民への啓発の強化.....	13
(1) 避難所等における感染リスクと避難方法の啓発.....	13
(2) 家庭での備えや感染症知識の啓発.....	13
5 今後の取組.....	14
(1) 避難施設等の拡充.....	14
(2) 避難所等の開設・運営に係る事前調整・確認の実施.....	14
(3) 感染症対策物資の備蓄強化.....	14

本方針の目的

令和元年11月に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中で急速に感染が拡大し、依然として収束の見込みが立っていない状況である。日本においても、令和2年4月7日に、全国的かつ急速なウイルスの蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあることなどから、緊急事態宣言が発令された。

新型コロナウイルス等の感染症が蔓延している状況であっても、大規模な地震及び風水害が発生した場合、避難所または避難場所（以下「避難所等」という。）を開設・運営する必要がある。しかしながら、避難所等では多数の者が密集・密接することから、避難者及び避難所等運営者の感染リスクの増加や避難所等内におけるクラスターの発生が懸念される。

本方針は、これらの状況を踏まえ、感染症が蔓延している状況において大規模地震及び大規模水害が発生した場合を想定し、避難所等における感染拡大を防ぐための対応方針を示すものである。

なお、本方針は、今後の国内の感染状況や新たな知見等を踏まえて適宜改定を行うとともに、荒川区地域防災計画や避難所等開設・運営マニュアルに反映していくものとする。

1 基本方針

新型コロナウイルス等の感染症が蔓延する中で大規模災害が発生し、避難所等を開設した際、避難者の中に罹患者等が含まれた場合、避難所内でクラスターが発生し、二次的な被害が拡大する可能性がある。そのため、被災者が身を寄せる避難所等においては、このような事態を可能な限り回避する必要がある。

そこで、これまでの感染症に関する知見や過去の災害時の避難所等における感染症拡大の教訓等も踏まえ、感染症が蔓延する中で大規模災害が発生した場合の基本的な対応方針について、以下のとおり定める。

(1) 複数の場所へ分散した避難の推進

避難所等における密集状態を可能な限り回避するため、在宅避難や親戚・知人宅等への避難を優先した複数の場所への分散した避難を推進する。

(2) 避難スペースの更なる確保

避難所等における密集状態を回避するため、公共施設で使用可能な施設を避難所等として活用するとともに、民間施設等との協定締結により避難スペースを可能な限り多く確保する。

(3) 避難所等内における適切な感染拡大防止対策の実施

避難所等において、罹患者や発熱等のある避難者とその他の避難者が接触しないよう、避難スペースや動線の分離を行うことにより、感染拡大を防ぐ。

(4) 平常時からの区民への啓発の強化

平常時から区民に対し、複数の場所へ分散した避難の重要性や感染症に関する知識の啓発を強化する。

2 大規模地震発生時における対応方針

首都直下地震が発生した場合、家屋の倒壊や火災等の発生に伴い、多くの避難者が発生することが予想される。

区では、町会・自治会と連携して避難所を開設することにより避難生活の場を確保するが、感染症が蔓延している状況においては、避難者が集中することによりクラスターが発生し感染が拡大する恐れがある。

そこで、大規模地震発生時の避難所における感染拡大を防止するため、以下の対応を行うものとする。

(1) 在宅避難、親戚・知人宅等への避難の呼び掛け

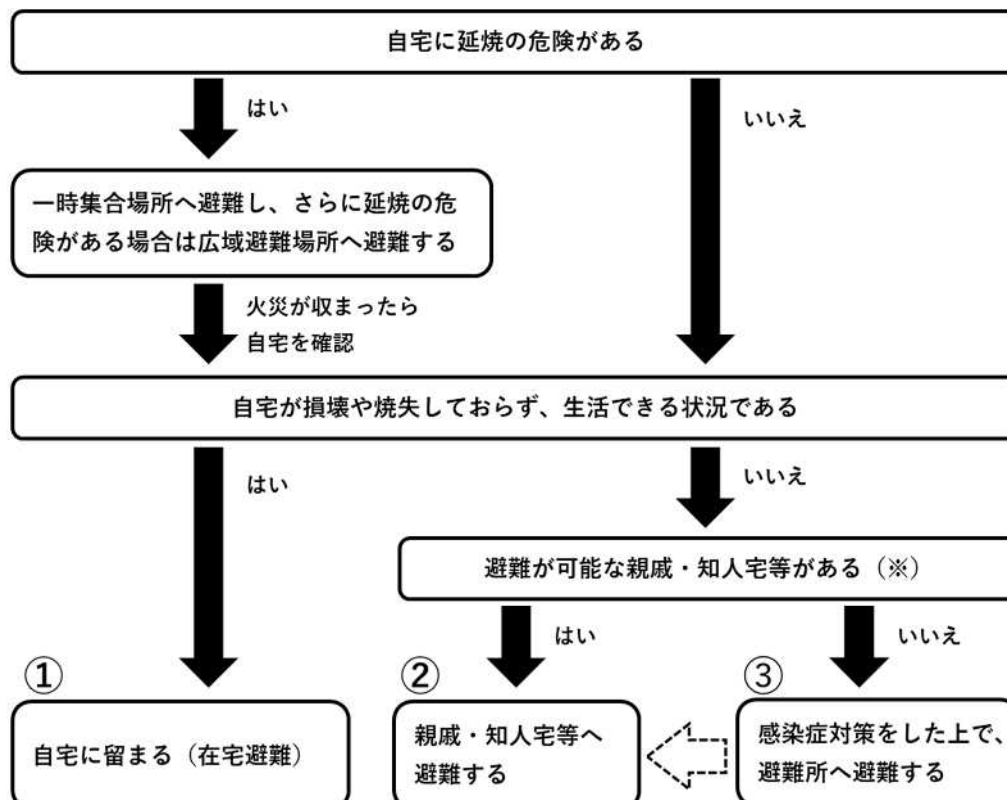
大規模地震の発生時には、避難所における感染症の拡大を防ぐため、図表1に示した避難の流れに基づき、以下のとおり呼び掛ける。なお、呼び掛けにあたっては、図表2に示した各種情報伝達手段を活用して伝達を行うものとする。

自宅が損壊・焼失等しておらず、自宅で継続して生活できる状況である場合は、可能な限り在宅避難すること

自宅が損壊・焼失等しており、自宅で継続して生活できない状況である場合で、親戚・知人宅等への避難が可能であれば、そこへ避難すること

- ③ 自宅が損壊・焼失等しており、親戚・知人宅等への避難も困難な場合は、マスクの着用等の感染症予防対策をした上で、避難所へ避難すること

図表1 大規模地震発生時における避難の流れ



(※) すぐに親戚・知人宅等へ避難できない場合は、一時的に避難所へ避難し、状況に応じて移動する

図表2 各種情報伝達手段

名称	内容
防災行政無線	・ 区内に設置した防災行政無線の屋外子局(スピーカー)から、区内全域に音声で避難情報や避難所の開設状況等(以下「避難情報等」という。)を伝達する。
緊急速報メール・エリアメール	・ 各携帯キャリアによる緊急速報メール・エリアメール機能を区が使用し、区のエリア内にいる区民の携帯電話に避難情報等を通知する。
メールマガジン	・ 「荒川区メールマガジン」の登録者に対して、気象情報や避難情報等を配信する。
区ホームページ	・ 区のホームページを災害時専用画面に切り替え、避難情報等を発信する。
ツイッター・フェイスブック	・ 区のツイッターやフェイスブックの公式アカウントを活用し、避難情報等を発信する。
テレビのデータ放送(dボタン)	・ 「東京都災害情報システム」とメディアとの連動により、区が「東京都災害情報システム」に入力した避難情報等をテレビのデータ放送画面(dボタンを押下すると閲覧が可能)に表示する。
ケーブルテレビ	・ ケーブルテレビの区民チャンネルを利用し、避難情報等をテロップ及びdボタンの「荒川区からのお知らせ【緊急情報】」により放送する。
荒川区防災アプリ	・ 「荒川区防災アプリ」をダウンロードしているスマートフォン及びタブレットあてに、避難情報等を発信する。
安全安心パトロールカー	・ 安全安心パトロールカーを広報車として活用し、スピーカー音声で避難情報等を伝達する。

防災ラジオや災害用スマートフォン等の他の情報伝達手段についても検討し、順次導入していく。

(2) 避難スペースの確保と周知

各避難所における密集状態を回避するため、以下のとおり、状況に応じて追加の避難スペースを確保するとともに、区民への周知を行う。

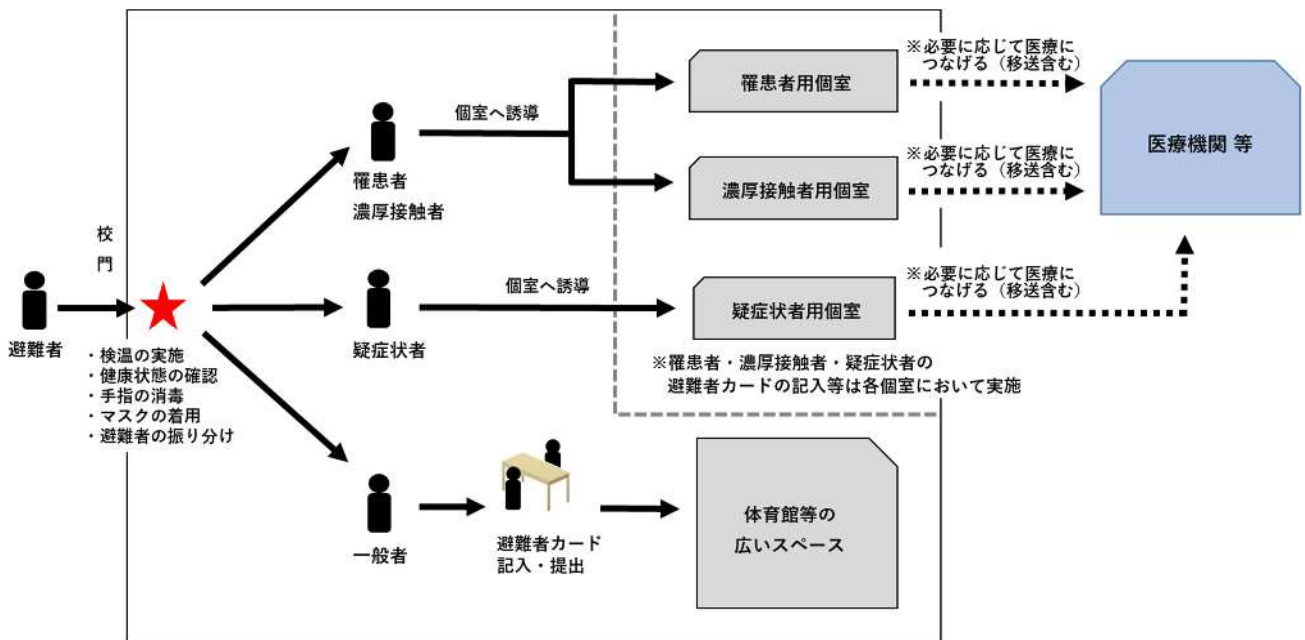
- ・ 一次避難所・二次避難所・福祉避難所に加えて、帰宅困難者一時滞在施設としている日暮里サニーホール、町屋文化センター、ムーブ町屋等を帰宅困難者一時滞在施設兼避難所として開設するとともに、状況に応じて、他の公共施設(荒川総合スポーツセンター、サンパール荒川、あらかわ遊園スポーツハウス、諏訪台中学校第二体育館等)も避難所として開設する。
- ・ 避難所の開設状況について、図表2に示した各種情報伝達手段を活用し、適宜、区民へ周知することにより、避難所における密集状態を緩和させる。

(3) 避難所における感染拡大防止対策

避難所における感染拡大を防止するため、以下の対応を行う。

なお、以下、一次避難所となる小中学校等を基本にした記載としているが、二次避難所や福祉避難所等についても、施設の状況に合わせて同様に対応するものとする。

図表3 避難者の対応の流れ



上図はイメージであり、実際には個々の避難所の状況に応じて、あらかじめ避難スペースや動線の分離等について検討の上、確保しておく。

受付での対応

- ・ 避難所の受付において、避難者同士の距離(1～2m程度)を確保しながら、検温、健康状態の確認、感染症予防対策(手指の消毒・マスクの着用等)を行う。そして、罹患者や濃厚接触者、罹患者は不明だが発熱・咳・息苦しさ・下痢等の症状・体調不良の申出がある者(以下「疑症状者」という。)と、それらの申出が無い者(以下「一般者」という。)が接触しない動線によりそれぞれの避難スペースへ誘導する。なお、体調不良者やけが人等、配慮が必要な者から優先して検温等や誘導を行う。
- ・ 罹患者・濃厚接触者・疑症状者は、一般避難者と分離した別々の個室に誘導する。
- ・ 一般者は、避難者同士の距離を保つよう呼び掛けながら、避難者カードの記入・提出後、体育館等の広いスペースへ移動する。

罹患者等への対応

罹患者・濃厚接触者・疑症状者については、以下のとおり対応する。

- ・ 罹患者・濃厚接触者・疑症状者については、個室に避難スペースを確保することを基本とし、避難所運営者等が適切な感染症対策を講じた上で、定期的な経過観察を行う。
- ・ 必要に応じて健康部、東京都及び医療機関等と連携し、医療につなげる(移送含む)。
- ・ 食糧等の配給の際は、各個室の出入口付近に配給所を設け、一般者等と接触が生じない方法により配給する。

個室は、罹患者・濃厚接触者・疑症状者用を分けて設定することを基本とする。

個室に複数の罹患者等が同室する場合は、室内をパーティション等で区切るなどにより、個室管理に近い環境を整備する。

個室の確保が困難な場合は、広いスペースにパーティション等を用いて区切るなどにより、個室管理に近い環境を整備する。

③ 一般者への対応

一般者が避難する広いスペースにおいては、避難者の間隔を確保するため、各避難所の状況に応じて、以下のとおり、段階的に避難スペースの整備を行う。

- ・ 避難者が殺到する可能性がある発災初期には、間隔を空けた整列を促し、避難者の避難スペースを可能な限り確保する。
- ・ 自宅への帰宅や親戚・知人宅等への避難等による避難者の減少が見込まれる発災中期以降には、スペースの確保ができ次第、飛沫の拡散防止に有効とされている簡易間仕切りシステム及び段ボールベッドを協定締結団体からの受援により調達し、区画を分ける。(P.7の図表4参照。区では、特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク、興亜紙業株式会社の2団体と、災害時における避難所用簡易間仕切り・簡易ベッド等の供給に関する協定を締結している。)
- ・ 感染の拡大防止に有効とされているテントを避難者が持参した場合、スペースの確保が困難な発災初期は体育館等の屋内での使用を控え、校庭等の屋外スペースを使用するよう促し、その後の状況に応じて屋内での使用も順次可能とする。
- ・ 保健師等の巡回や検温の実施等により避難者の健康状態を把握するとともに、定期的な換気、ドアノブ等の接触箇所・共用資器材等の消毒、避難者のマスクの着用や定期的な手洗いの徹底などにより、感染の拡大を防止する。
- ・ 食糧等の配給の際は複数のグループに分け、間隔(1~2m程度)を空けた整列を行い、グループごとに時間差を置いて配給する。なお、配膳は一人分ずつ小分けにして行い、可能な限り避難者同士の間隔を確保し、会話を控えて食事をするよう促す。

図表4 簡易間仕切りシステムの活用例・段ボールベッド写真



簡易間仕切りシステムの活用例



段ボールベッド

共用スペースにおける対応

トイレや手洗い場、ごみ捨て場等の共用スペースにおいては、以下のとおり、感染防止対策を行う。

- ・ 罹患者等と一般者の動線が重複しないよう、使用するトイレ等を別々に設定する。
- ・ 間隔（1～2 m程度）を空けた整列を行う。
- ・ 定期的な清掃や消毒を行い、環境衛生を維持する。
- ・ ごみを捨てる際は、マスク等のごみに直接接触することがないように完全に封をする。
- ・ 避難所敷地内でのごみの保管場所については、適切な分別を行い、定期的に敷地内の収集場所（屋外）へごみを移送するなど、衛生状態に配慮する。

避難所閉鎖後の対応

施設管理者や健康部等と連携し、避難所内の使用箇所（避難スペース、トイレや手洗い場・廊下等の共用スペース、ドアノブ等の接触箇所等）を消毒した上で、原状回復を行う。

（4）広域的な避難の実施

大規模地震により区内に甚大な被害が発生し、多くの避難者が発生した場合、区内だけでなく、他地域への広域的な避難も視野に入れた対応が必要となる。

そこで、発災後、落ち着いた段階で、災害時相互応援協定を締結している17の自治体と協議し、移送手段を確保した上で、順次、各自治体の公共施設や宿泊施設等への広域的な避難を行う。

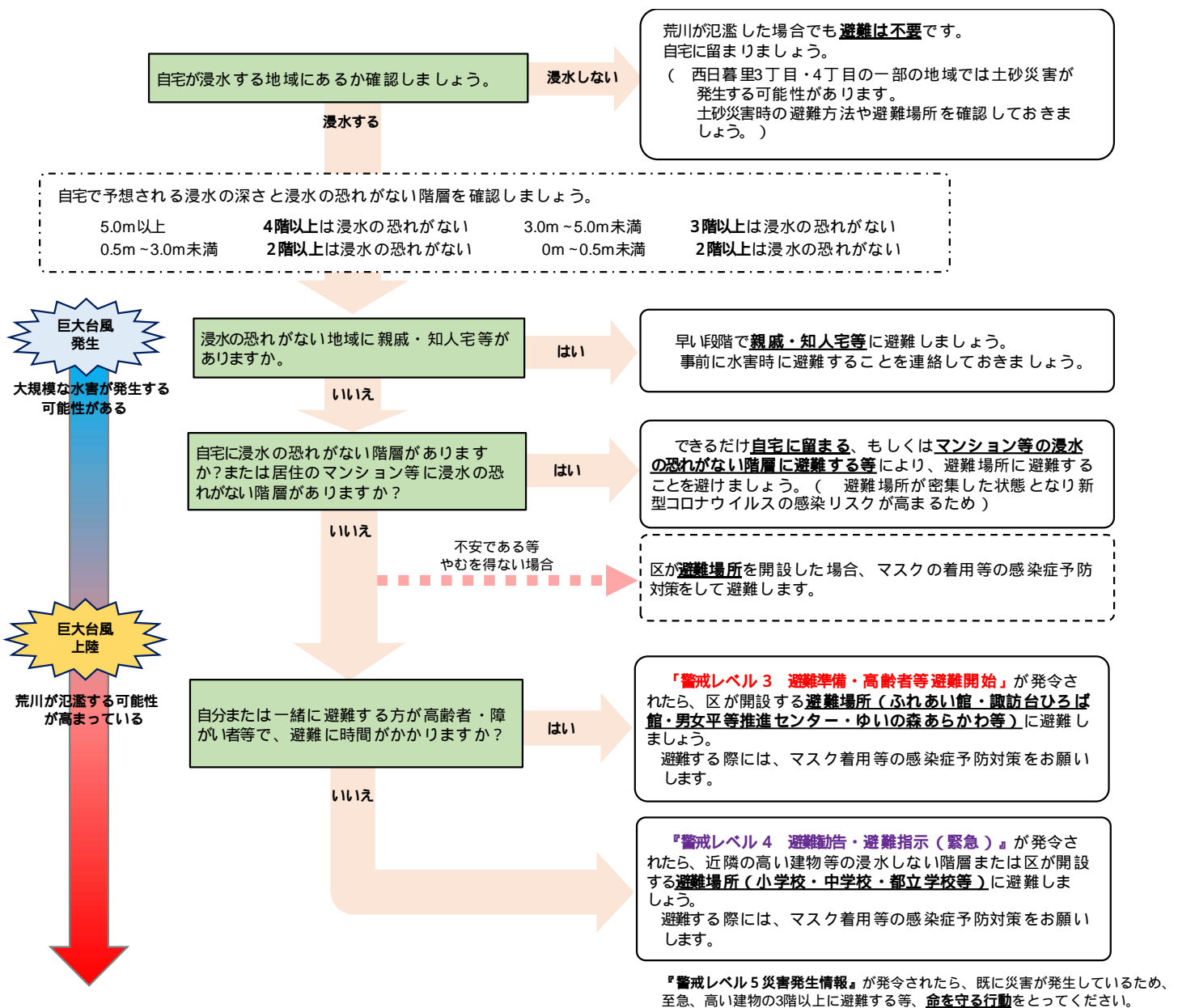
3 大規模水害発生時における対応方針

荒川流域で想定し得る最大規模の降雨により荒川が氾濫した場合、区内の約9割で0.5m～5.0mの浸水が発生し、長期間に渡って浸水が継続することが想定されている。

大規模水害の発生が予想される場合、区では避難場所を開設して避難者を受け入れるが、感染症が蔓延している状況においては、避難者が集中することによりクラスターが発生し、感染が拡大する恐れがある。

そこで、大規模水害発生時の避難場所における感染拡大を防止するため、図表5に示した避難の流れに基づき、以下の対応を行うものとする。

図表5 大規模水害時における避難の流れ



(1) 在宅避難、親戚・知人宅等への避難の呼び掛け

荒川の氾濫を伴う大規模水害の発生の可能性がある場合には、巨大台風等の接近する数日前から、区民に対し、水害発生時の安全確保と避難場所における感染症の拡大防止のため、以下の対応を呼び掛ける。なお、呼び掛けに当たっては、P.4 の図表 2 に示した各種情報伝達手段を活用して伝達を行うものとする。

- ・ 自宅が浸水する地域にない場合には、可能な限り自宅に留まること(土砂災害が発生する可能性がある一部の地域を除く)
- ・ 浸水の恐れがない地域に親戚・知人宅等がある場合、早い段階で避難すること
- ・ 自宅に浸水の恐れがない階層(0m ~ 0.5m の浸水の恐れがある場合は 2 階以上、0.5m ~ 3.0m の浸水の恐れがある場合は 2 階以上、3.0m ~ 5.0m の浸水の恐れがある場合は 3 階以上、5.0m 以上の浸水の恐れがある場合は 4 階以上) がある場合、可能な限り自宅に留まること
- ・ 居住するマンション等に浸水の恐れがない階層がある場合、可能な限り当該マンション等の上層階に避難すること

(2) 避難場所開設時の呼び掛け

- ・ 巨大台風の接近等により、気象庁等から河川氾濫や暴風による大規模な被害発生の可能性が言及されている場合や、気象庁等が発表する気象情報や降雨予想等に基づき必要と認められる場合、区は、事前に、自宅を過ごすことが不安な区民が早い段階で避難できるよう、避難場所 を開設する。
- ・ 区が避難場所を開設した場合、やむを得ない事情がある区民(自宅が浸水する階層にあり自宅を過ごすことに不安がある等) は、マスクの着用等の感染症予防対策をした上で避難するよう呼び掛ける。

区立小中学校・都立学校・ふれあい館・男女平等推進センター・ゆいの森あらかわ等 5 2 カ所を避難場所として指定している。

(3) 避難スペースの確保と周知

各避難場所における密集状態を回避するため、以下のとおり、状況に応じて避難スペースの確保を行うとともに、区民への周知を行う。

- ・ 指定している避難場所に加えて、状況に応じて、他の公共施設(荒川総合スポーツセンター、サンパール荒川、あらかわ遊園スポーツハウス、諏訪台中学校第二体育館、日暮里サニーホール、町屋文化センター、ムーブ町屋等) を避難場所として開設する。
- ・ 避難場所の開設状況について、P.4 の図表 2 に示した各種情報伝達手段を活用し、適宜、区民へ周知することにより、避難場所における密集状態を緩和する。

(4) 区が避難情報を発令した場合の呼び掛け

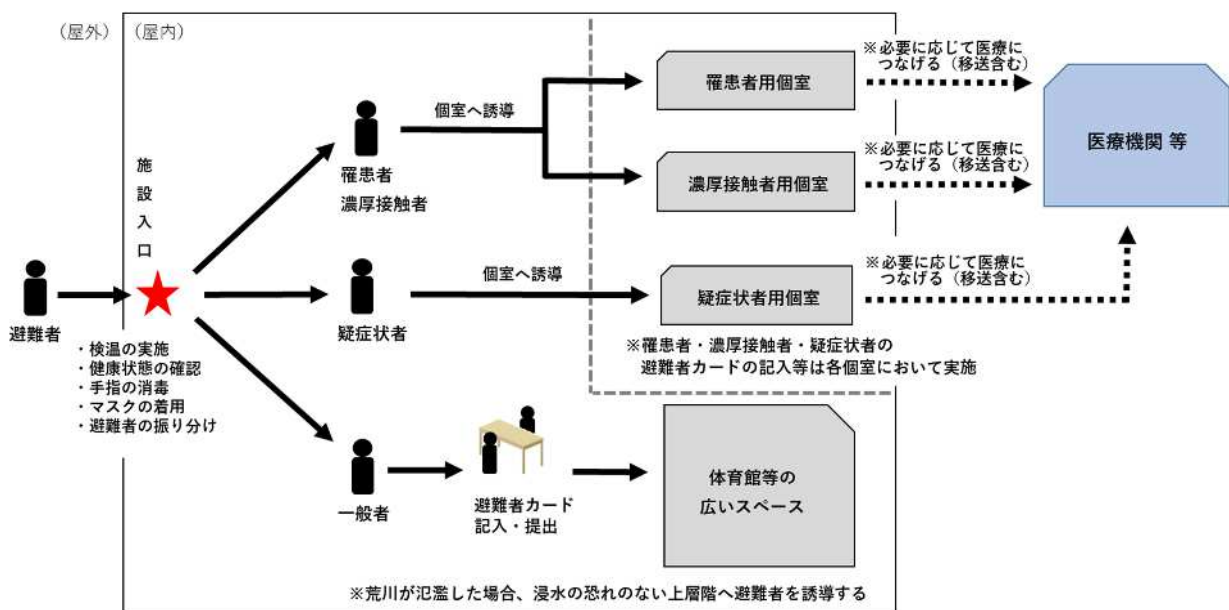
- ・ 区は、荒川が氾濫する危険性が高まり、避難情報(「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示(緊急)」)を発令した場合、浸水する階層に住んでいる区民に対し、マスクの着用等の感染症予防対策をした上で避難場所へ避難するよう呼び掛ける。
- ・ 自宅に浸水の恐れがない階層がある区民、または、マンション等の上層階に避難できる階層がある区民に対し、避難場所で人が密集し、感染リスクが高まることを回避するため、重ねて可能な限り自宅に留まるよう呼び掛ける。
- ・ 区が「警戒レベル5 災害発生情報」を発令した場合、既に災害が発生しているため、至急、高い建物の3階以上に避難する等、命を守る行動をとるよう呼び掛ける。

(5) 避難場所における感染拡大防止対策

避難場所における感染拡大を防止するため、以下の対応を行う。

なお、以下は、小中学校等を基本とした記載としているが、その他の避難場所についても、施設の状況に合わせて同様に対応するものとする。

図表6 避難者の対応の流れ



上図はイメージであり、実際には個々の避難場所の状況に応じて、あらかじめ避難スペースや動線の分離等について検討の上、確保しておく。

受付での対応

- ・ 避難所の受付において、避難者同士の距離(1~2m程度)を確保しながら、検温、健康状態の確認、感染症予防対策(手指の消毒・マスクの着用等)を行う。そして、罹患者や濃厚接触者、罹患は不明だが発熱・咳・息苦しさ・下痢等の症状・体調不

良の申出がある者(以下「疑症状者」という。)と、それらの申出が無い者(以下「一般者」という。)が接触しない動線によりそれぞれの避難スペースへ誘導する。なお、体調不良者やけが人等、配慮が必要な者から優先して検温等や誘導を行う。

- ・ 罹患者・濃厚接触者・疑症状者は、一般避難者と分離した別々の個室に誘導する。
- ・ 一般者は、避難者同士の距離を保つよう呼び掛けながら、避難者カードの記入・提出後、体育館等の広いスペースへ移動する。

罹患者等への対応

罹患者・濃厚接触者・疑症状者については、以下のとおり対応する。

- ・ 罹患者・濃厚接触者・疑症状者については、個室に避難スペースを確保することを基本とし、避難場所運営者等が適切な感染症対策を講じた上で、定期的な経過観察を行う。
- ・ 必要に応じて健康部、東京都及び医療機関等と連携し、医療につなげる(移送含む)。個室は、罹患者・濃厚接触者・疑症状者用を分けて設定することを基本とする。個室に複数の罹患者等が同室する場合は、室内をパーティション等で区切るなどにより、個室管理に近い環境を整備する。個室の確保が困難な場合は、広いスペースにパーティション等を用いて区切るなどにより、個室管理に近い環境を整備する。

③ 一般者への対応

一般者が避難する広いスペースにおいては、各避難場所の状況に応じて、以下のとおり、避難スペースの整備を行う。

- ・ 避難場所への避難者が少ない段階では、避難者間の間隔を広く確保する。
- ・ 避難者が増加した場合には、順次、可能な限り一定の間隔を保つことができるよう配慮する。
- ・ 避難者の健康状態を把握するとともに、ドアノブ等の接触箇所・共用資器材等の消毒、避難者のマスクの着用や手洗いの徹底等により、感染の拡大を防止する。

共用スペースにおける対応

トイレや手洗い場等の共用スペースにおいては、以下のとおり対応する。

- ・ 罹患者等と一般者の動線が重複しないよう、使用するトイレ・手洗い場を別々に設定する。
- ・ 間隔(1～2m程度)を空けた整列を行う。

避難場所閉鎖後の対応

施設管理者や健康部等と連携し、避難所内の使用箇所(避難スペース、トイレや手洗い場・廊下等の共用スペース、ドアノブ等の接触箇所等)を消毒した上で、原状回復を行う。

荒川が氾濫した場合の対応

荒川が氾濫した場合、避難スペースが浸水想定階にある場合は、浸水の恐れがない上層階へ避難者を誘導する。

避難者の安全確保を図った上で、避難者数や避難者の状況等を可能な範囲で区災対本部へ連絡し、警察・消防・自衛隊による救助を待つ。

4 区民への啓発の強化

避難所等における密集を回避し、感染症の拡大を防止するためには、自助・共助・公助が一体となって対応することが必要不可欠である。

そこで、区民に対して、区報や避難所開設・運営訓練、防災講話等、様々な媒体や場を活用し、以下の内容についての啓発を強化していく。

(1) 避難所等における感染リスクと避難方法の啓発

区民に対し、避難所等への避難による感染リスクを伝えるとともに、以下の避難方法の啓発を強化していく。

- ・ 大規模地震の発生時においては、可能な限り在宅避難し、在宅避難ができない場合、親戚・知人宅等への避難が可能であれば、そこへ避難する。
- ・ 大規模水害の発生時においては、浸水しない地域に親戚・知人宅等がある場合は早い段階で避難し、自宅が浸水しない地域や階層にある場合、居住するマンション等に浸水の恐れがない階層がある場合は、そこに留まる。
- ・ 在宅避難や親戚・知人宅等への避難ができない場合は、避難者自身で感染症予防対策を講じた上で、避難所等に避難する。

(2) 家庭での備えや感染症知識の啓発

災害発生後も自宅で生活することができるよう、自宅の耐震化や家具転倒防止器具・感震ブレーカーの設置、7日間分以上の備蓄等について、助成制度の活用も含め、周知啓発を強化していく。

また、家庭や避難先における感染防止対策等の知識についても啓発を行う。

5 今後の取組

(1) 避難施設等の拡充

感染症が蔓延する中で大規模災害が発生した場合の避難所等内における感染リスクを回避するためには、可能な限り多くの避難スペースを確保し、避難先を分散することが有効である。

そこで、さらなる避難所・避難場所となる施設を拡充していくため、区内の都営施設や民間施設（宿泊施設や大型駐車場等）等の活用について協議を進めていく。

なお、区の施設を有効活用できるよう、避難スペースとなり得るが空調が入っていないスペースに空調の設置を進めていく。

(2) 避難所等の開設・運営に係る事前調整・確認の実施

各避難所等において円滑に避難者を受け入れることができるよう、各スペースの利用方法等について、事前に避難所等運営担当職員や施設管理者、町会・自治会等と調整しておく必要がある。

そこで、避難所開設・運営訓練や打合せの場等を活用し、避難所等運営担当職員、施設管理者、町会・自治会等が協議の上、罹患者等用の個室や動線等を施設ごとにあらかじめ決定し、情報共有を図る。

また、各避難所等において、避難所等運営担当職員等による避難所等の開設・運営訓練やシミュレーション等を実施する。

(3) 感染症対策物資の備蓄強化

感染症等が蔓延している状況において避難所等を開設する場合、避難者には各自で感染症予防対策を講じた上で避難することを周知するが、各避難所等においても感染症の拡大を防止するための物資の備蓄が必要である。

そこで、マスク、消毒液、防護服、非接触型体温計等の備蓄の強化を進めていく。